

タイトル	大地に根ざしたフェミニズム:中村敏子著 『トマス・ホップズの母権論:国家の権力家族の権力』 (法政大学出版社、二〇一七年)
著者	川谷, 茂樹; KAWATANI, Shigeki
引用	北海学園大学学園論集(173・174): (1)-(9)
発行日	2017-12-25

大地に根ざしたフェミニズム

——中村敏子著『トマス・ホップズの母権論——国家の権力 家族の権力』

(法政大学出版社、二〇一七年)

川 谷 茂 樹

本書『トマス・ホップズの母権論——国家の権力 家族の権力』は、政治学・政治思想史を専門とし、本学で一九九四年より教鞭を執ってこられた著者の二〇年来の研究の集大成である。評者にとっては同僚の著作であるが、そんなこととは無関係に、一読者として大変興味深く読ませていただいた。ただし評者は政治学の門外漢であり、専門的な観点からのコメントをする資格はないことをあらかじめお断りしておく。したがって本稿はアカデミックな書評というより、一読者による感想を交えたざつとばらんな紹介である。

政治思想史における女性／女性から見た政治思想史

本書の思想的スケールは壮大である。西洋古代から近代に至るまでの錚々たる哲学者・思想家の性や家族に関する言説が、次々と議論の俎上に乗せられていく。アリストテレス、アウグスティヌス、トマス・アキナス、マルティン・ルター、フィルマー、ブラックストン、ジョン・ロック、そしてもちろんトマス・ホップズ……こう

して主立った名前を列挙するだけでも壮観である。

しかし、著者は彼らビッグネームに対して、ただ先行研究をなぞったり、何らかの権威に寄りかかって同工異曲の批判を繰り返したりといった、ありがちなスタンスでは臨まない。広汎な二次文献を十分に消化したうえで、最終的にはいわば一対一で彼らのテキストに立ち向かい、対等な立場での議論に徹する。評者がまず感服したのは、決してぶれることのないこの姿勢である。研究者として主体的・自律的であるとはどういうことを示す、得がたい実例だと思う。そして、この主体性はおそらく、著者が「女性」であり（もちろんこれは本書の主題でもある）、したがってさまざまな点で「マイノリティ」であることを余儀なくされてきたことで否応なしに鍛えられた面もあろうと推察した。

事実、女性や家族という一貫した切り口から読み解かれた、(男たち)西洋政治思想史は、教科書的な通史とは印象がかなり異なる。一つの確固たる立場を堅持しつつ、そこから改めて問いをぶつける

ことによって、古典的なテキストの数々が新たな（そして意外な）相貌を呈する¹。古典はややもすると、もはや十二分に論じ尽くされたと思われがちだが、こうした新鮮で生産的な読みが可能であることが実践的に証示されている。本書で言及される古典に多少は親しんできたつもりであった評者も、思わず目を瞠る場面が一度や二度ではなかった。挙げるときりがないが、たとえば次のような箇所は本書ならではの思想史的洞察であろう。

アウグステイヌスにおいては人間の悪徳の中心であり、神からの罰であった性欲が、ロックにおいては神の指令になってしまったのである！（二〇二頁、第八章第二節）

世俗化から取り残された〈性〉

本書の標題になっているホブズは、政治思想においていわば近代の始まりを告げた人物である。その「近代」を特徴づけるメルクマールの一つとして、「世俗化 (secularization)」という現象を挙げることができる。世俗化とはすなわち非宗教化、より正確に言えば、キリスト教支配からの解放である。西洋中世において、人間の生を揺りかごから墓場まで支配していたのはキリスト教の教義および価値観であり、その支配は政治・経済・芸術・学問といったありとあらゆる領域に及んでいたと考えられている。評者が専門とする哲学もそこでは「神学の婢女」であったとされる。だが時代が近代に下るとともに、宗教以外の領域がこうした支配から次々と独立し、世俗化されていく。

しかし本書を読み進めていくと、「結婚」や「家族」、「性」という領域は例外であって、近代に入ってもかなり長期間（ごく最近まで）、本格的な世俗化の波に洗われてこなかったことがわかる²。教会制度を確立したアウグステイヌス、キリスト教とアリストテレスの哲学を結びつけたトマス、ドイツで宗教改革の狼煙を上げたルター……彼らの性をめぐる言説は決してたんなる過去のエピソードではない。それらは近代市民革命以降もしぶとく生き残り、結婚や家族、女性という問題圈についての暗黙の枠組みとして、その隠然たる力を発揮し続けてきた。

西洋における女性の問題は、根源的には神の秩序と関わっている。すなわち西洋における女性をめぐる権力の問題を分析するためには、国家と家族だけでなく、神の秩序を含んだ全体構造の中で、結婚や家族そして女性そのものがどのように位置づけられ、権力関係がどのように作られてきたのかを考察する必要がある。本書の考察の大きな目的は、この点を明らかにすることである。（三頁）

「男女平等」というスローガンに表立っては誰も反対しないのに、それが一向に実質を伴って定着しないのはなぜなのかと、内心訝しく感じている者はおそらく少なくないだろう。評者もその一人だが、こうした素朴な疑問に対して本書は新しい視点を与えてくれる。それが先述の、「性」という領域が近代以降もなお世俗化から取り残されたままだったという認識である。

近代社会は基本的にこの「自由な意志」による秩序形成をめざしてきたはずであったが、性と生に関わる男女の関係については、それがなされてこなかった。(五一頁、第二章第二節)

性の世俗化が本格的に始まった時期を仮にフェミニズム運動が始まった一九七〇年代におくとしても、まだ半世紀も経っていない。政治や芸術や学問が数百年という長い時間をかけて徐々に世俗化されてきたのに比べると、性の世俗化はごく最近始まったばかりである(そしてその帰趨を見極めている者はおそらく誰もいない)。

アウグスティヌスの教えを中心として作られた教会の教説は、現代に至るまで、女性という存在を規定し(たとえば女性は理性的でない、感情を統制できない、肉体の罪を犯す)、女性の行動規範となり(たとえば女性は人に教えてはいけない、外出してはいけない、慎ましくあれ)、男女関係の規範を作り(女性は男性に従うべきだ)、そして女性の社会的地位を規定する(女性は家庭にいるべきである)など、すべての領域にわたって、形を変えながら、女性を抑圧する言説や制度の根幹となってきた。(五〇頁、同。傍点強調は引用者による)

女性にとっての近代

それでは、なぜ家族や性という領域だけがそんなに長く取り残されてきたのか。なぜ性だけが世俗化されなかったのか。ここに近代のもう一つの秘密がある。実は、性も近代の訪れとともにある意味

では「近代化」されたのだが、その内実は、他の領域とは根本的に異なっていた。

たとえば、イングランドのコモン・ロー体系を近代的に再構成した法学者のブラックストン(第九章第一節など)。彼が提出した「カヴァチャー」という法理は、「契約」という新しい原則によって、婚姻関係において妻が夫に従属することを正当化した。たとえば、イングランド名誉革命に理論的基礎を与えたとされる、リベラルの総本山、ロック(第八章第二節など)。彼の構想したリベラルな国家を構成するメンバーは男性だけで、そこに女性の居場所はない。また、純然たる私的領域とされた家族においては、「自然」の命ずるままに夫が妻を支配する。

このように家族や性という領域もまた、近代に入り大いに変容を蒙ったのだが、「神の秩序」は巧妙にその姿を変えて生き残った。あるいは、かつてそれが占めていた場所を何か別のものが占め、女性支配の新たな原理となった。その原理とはたとえば「契約」であり、たとえば「自然」であった。結果として支配は温存された。否、かつて強化されてしまった。男は市民は自分たちを解放したが、返す刀で女を抑圧したのだ。これが近代の隠された真実である。「近代化」はこと女性にとっては解放どころではなく、反対に抑圧の強化を意味した。

家族を含め国家における権力を担う主体の「性別」に注目して見ると、そこでは「地位」に基づく支配が、性別という「属性」に基づく支配へと変化したことがわかる。国家において生まれ

つきの「身分」という〈属性〉から解放されたのは男性だけでなく、家族を含め女性をも考察の対象とした時には、「性」という〈属性〉による支配の体制は、強化されたといえるだろう。近代の自由主義国家は「身分」の桎梏から男性を解放したが、「性」という〈属性〉により女性を縛ることになった。(二五七頁、第九章第三節)

そうであるならば、われわれが現在直面しているのは、「男性／女性」という〈属性〉を、それと一体化してきた支配―被支配という〈関係から切り離す、ないし中立化するという課題であろう。したがって、すでにほぼ一五〇年の歴史を有する近代国家の構成員である評者も、他人事として知らぬ存ぜぬを決め込むわけにはいかなくなる。我と我が身を振り返る契機となすべき「知」がここにはある。

〈性〉を肯定しつつ解放する

本書が紹介しているペイトマンの議論によれば、家族や性の領域における最も基本的な支配関係は、父の子に対する支配ではなく、夫の妻に対する支配である。親子関係には夫婦関係が先行するからだ。夫の妻に対する支配を基礎にした、父の家族に対する支配。この二重の支配構造が「家父長制」と呼ばれる(二四〇頁、第九章第二節)。これはとつづくに克服された過去の遺物などではなく、現実に機能している支配の原理である³。

先述のとおり、七〇年代のフェミニズムの台頭を起爆剤として、女性がこの家父長制的な支配から脱却しようという機運がようやく

本格的に高まってきた。だが著者が手際よく整理しているとおり、フェミニズムにもさまざまな立場の違いがあり、それに伴って、何をもって女性の解放と考えるのかについても、少なからぬ見解の相違が存在する(二四二～二四四頁、同右)。

評者のような門外漢にとって最も単純明快でわかりやすいのは、性という領域そのものを否定する立場(「ラディカル・フェミニズム」と呼ばれている)である。性≠性別という「属性」が無化されてしまえば、それに基づく支配や抑圧も自動的に消滅するはずなので、一見するとこれが最も簡便かつ決定的な解決であるようにも思われる。じつさい、すでにかなり人口に膾炙した「ジェンダー」という概念は、著者によれば性そのものを否定する性中立的な概念、したがってラディカル・フェミニズムに親和的な概念である。

だが、「そもそも男性と女性という『生態そのものは抑圧的ではない』」(二四四頁)と考える著者は、性そのものを否定することによって女性を「解放」とするという道はとらない。著者は、言ってみれば人類発祥以来、女性に対する男性の支配や抑圧の温床となってきた性的差異を、諸悪の根源として抹殺・消去しようとするのではなく、むしろありのままに肯定する。ラディカルであろうとするあまり理念に偏重しがちな傾向も散見されるなか、こうした懐の深さ、および地に足のついたスタンスは、言うなれば、母なる大地に根ざしたフェミニズムとも呼びうるのではないだろうか。

ホップズは、(…)「自然状態」では、男女が〈性的存在〉として相互に惹かれ合う「自然の性向」を持つとも述べる。(…)こ

のようにホップズは、キリスト教において徹底して抑圧された肉体に関する二つの欲、すなわち性欲と食欲を喜びとして解放したのである。(八一頁、第四章第二節)

性、およびその営みを通じてこの世に産み落とされる生命そのものを言祝ぐ著者の構えはどことなくニーチェさえも彷彿とさせるが、翻ってみると、性を性急かつ全面的に否定するラディカル・フェミニズムは、性を神が人間に与えた罪や罰とみなして否定したアウグスティヌスのコインの裏面、ないしそれに対する反動でしかないようにも思えてくる。

ホップズにおける女性、家族、国家

このように、男女両性の存在という事実をそのまま受け止めたうえで、家族や性といった領域と国家との関係を再構成しようとする著者にとって、最も重要な手掛かりを与える思想家がホップズである。著者がホップズの思想において重要だと考えるのは、たとえば以下の点である。男性と女性は「力」において生来平等である／子供に対する原初的な権力は父権ではなく母権である／人間の欲望、特に性欲を悪とみなさず、そのまま認する／夫と妻の関係ももとは平等である……これだけでも、ホップズがいかに西洋のメインストリームから「切れて」いるか、なんとなく想像がつくだろう。ただし、ホップズが理論的に構築した国家も、(残念ながらと言おうべきか)その最終的な形態としては「父権的国家」に落ちつく(一〇五頁、第四章第五節)。では、その国家の中に「母権」や「家族」

や「女性」はどのように位置づけられるべきか。『法の原理』(一六四〇年)、『市民論』(一六四二年)、『リヴァイアサン』(一六五一年)という三つのテキスト各々において、ホップズはどのような議論を展開しているのか。そしてこれらのテキストを踏まえつつ、ホップズの議論を全体として整合的に再構成するためには、どのような構図を描くべきか。——ここにこそ、著者の理論的なエネルギーが集中的に投入されていることは見紛いようがない。だが、分析の対象となるホップズのテキストそのものがかなり錯綜しており、その再構成をめざす著者の周到な議論も、読者がたやすくその筋道を追えるとは言いがたい。

とはいえ、議論の到達点そのものはクリアであって、それは七五頁の図1や一五五頁の表1、さらに二二七頁の図2において、さまざまな観点からわかりやすく提示されている。すなわち、ホップズの構想する自然状態においては「茸のように」発生したならば人間の(性別あり)が存在し、ついで性欲によって男女関係が成立し、子供が生まれ、その子供を育てるためにファミリアが成立し(この過程で母権から父権への移動が起こる)、ファミリアの父たちが社会契約を交わすことによって国家が成立する。これが、著者が描き出すシナリオ——「二段階論」(一五八頁、第六章第二節)や「入れ子のような構造」(一六〇頁、同)と呼ばれる——の概要である⁷⁾。ここでのホップズの「ファミリア」がローマ法の「ファミリア」に淵源するという発見(第四章第五節・第五章第五節)は、本書の大きな理論的貢献の一つではないだろうか。キリスト教における性否定の系譜をアウグスティヌスにまで遡ることで(第一章・第二章、

議論の射程と興行きが格段に深まっているとの同じく、家父長制の起源をローマ法に遡ることで、家族論としてもホップズの解釈としても立体的で説得的な議論になっている。労を厭わず根源にまで遡るといふ著者の（この意味ではラディカル＝根源的な）姿勢も、特筆されるべき本書の美点である。

さて、国家のみならず男女の共同関係も「ユニオン」とみなし、最終的に権力を一人の意志(Will)に集中させたホップズ(八九頁、第四章第三節)に対して、著者は本書の末尾で「パートナースhip」(これもホップズおよびローマ由来)という共同関係を提唱する。

女性が社会的に個人として自己保存と自己実現の活動をするためには、そして同時に、人間の生命が継承され国家の継続性が保障されるには、家族において女性だけが行使し責任を持っていた子どもに対する権力を、男性と共同の「パートナースhip」とした上で、国家が担うべき権力として組み入れていくことが必要だろう。(…) 女性と男性の両者が家族において自己保存と子どもの生命に対する権力を持ち、それが国家権力に反映されることによってこそ、ロックの社会契約の議論に基づき作りだされ、ブラックストーンによって補完されることで分断されていた国家と家族という領域が連続性を持つようになる。そして、それにより人間の生存と出生による生命の継承を保障するという権力の二つの目的が、国家の統治においても統合されることになるのである。(…) そのためには男性の「個人」による

社会契約に代わる国家形成の理論が必要となる。(二五九―二六〇頁、第九章第三節)

昨年話題になった、ある母親のブログ記事――「保育園落ちた日本死ね」――をめぐる一連の出来事に象徴されるように、誰がどこでどうやって子供を育てて世代を繋げていく(生命を継承していく)のかは、たんに私的でプライベートな事柄ではなく、公的政治的に喫緊の課題となっている。サブタイトルのとおり、「国家の権力」と「家族の権力」のあるべき関係を根本から問い直した本書は、その意味でもタイムリーな労作である。同時に、こうした理論的到達点からたとえばどのような育児政策が導き出されるのか、関心は尽きない。分厚い理論的研究に裏打ちされた確かな政治的知見を、今後もぜひ発信していただきたい。

註

- 1 「党派性」と「理論」との関係については、たとえば次を参照。「本書のまさに理論的な枠組みは、その内容の中の(ラカンの)部分によって枠づけられているのだ。(…) 特定の理論的立場を留保なく引き受けることによってのみ、人はありうべき批評に有効に身を晒す。これが筆者の信念である」。Slavoj Žižek, *For They Know Not What They Do: Enjoyment as a Political Factor*, Verso, second edition, 2008, p. 2 (first published in 1991), 邦訳: スラヴォイ・ジジェク『為すところを知らざればなり』鈴木一策訳、みすず書房、一九九六年、三頁(ただし、訳文を一部変更した)。
- 2 ジジェクによれば、ヘーゲル哲学の真価は、普遍性が構成されるために「抑圧」されざるをえない少なくとも一つの例外＝外部(Outside)

を、当の普遍が含まざるをえないことを明らかにした点にある。たとえば次を参照。Zizek, *For They Know Not What They Do*, p.160. 邦訳二六七頁。だとすれば、「世俗化」という近代的現象が普遍的に成立するためには、性や家族という内在的例外(外密的なものの *the extimate*) が不可欠だったのだろうか。

3 たんなる思いつきだが、ドメスティック・バイオレンスのような一見アナクロニスティックに映る現象も、家長長制の土台がとうとう揺らぎ始めたことに対する絶望的な抵抗の一端ではないだろうか。

4 Carole Pateman, *The Disorder of Women*, Stanford University Press, 1989, p. 126 から引用。

5 ニーチェは一方で女性嫌悪的な発言を数多く残しており、フェミニストには概して評判がよくないようである。Carole Pateman, *The Sexual Contract*, Stanford University Press, 1988, p. 64. 邦訳: キヤロル・ペイトマン『社会契約と性契約——近代国家はいかに成立したのか』、中村敏子訳、岩波書店、二〇一七年、八〇頁。しかし、キリスト教による性否定に対する本書の批判は、期せずしてニーチェのキリスト教道徳批判と通底・共鳴していると思う。ニーチェの本当の敵は、キリスト教道徳だったのかもしれない。

6 なお、著者もホップズも性的差異を肉体的(自然的)差異に還元する(二五三―二五四頁など)。政治学的一般原理ないし統治理論の構築においては差し当たりそれで事足りるのかもしれないが、性的差異の本質論としては議論の余地が大いにある。とりわけ精神分析の知見によれば、そうした還元は不可能だとみなされよう。

7 評者はこの再構成について一つ疑問がある。それは前記と比べると、自然状態で母が子を育てる決意をするというのは、ホップズが彫琢した「自然状態」の規定に照らし合わせると、ありえない想定なのではないかという疑義である。そして、ホップズ自身、『市民論』第九章第三節冒頭で同様の想定をはっきりと立てているという事実を鑑みると、評者のこの疑義は、ホップズ自身のテキスト(少なくとも『市民論』)をも射程に収めつつ検討すべき性質のものである。

ただし、この問題については、著者が翻訳したペイトマン『社会契

約と性契約」が最も争点を把握しやすいので、以下ではその議論を批判的に検討する。ペイトマンも自然状態→ファミリー→国家(社会状態)というシナリオを描くが、そのさい、子を育てるとする母の決意について次のように述べる。

女性が母になり子どもを育てると決めた *decision* の時、彼女の地位は変化する。彼女は、男性に対して少し不利な立場におかれる。なぜなら今や彼女は、乳飲み子も守らなければならないからだ。
(*The Sexual Contract*, p. 49. 邦訳六二頁)

このペイトマンは「少し不利 a slight disadvantage」と書いているが、私の考えでは、これは少しどころではなく「圧倒的に不利」である。というのも、ホップズの想定する自然状態(国家が死んでおり、一切の法・道徳・秩序が存在しない状態)は、男だろうが女だろうが(ジエンダーフリー!)、各個人(everyone)が平等に各個人を敵とする戦争の状態、このうえなく危険な状態、おそらく誰一人として天寿をまっとうしえないような状況だからである(たとえば『リヴァイヤサン』第一部第一四章を参照)。自分一人の生命を保持することもまったくおぼつかない状況で乳飲み子を抱えて生き延びることなど、よほどの幸運に恵まれなにかぎり不可能だろう。

そして男性は、最初是对等に扱っていた女性を打ち負かすことができる(そして彼は「ファミリー」を獲得する)。(ibid. 同右)

女性は、子供を育てる(「産む」ではない)と決意したがために致命的な弱点を自ら背負い込むことになり、男性に対して従属的な地位に転落する。母のこの決意によってはじめて、元来対等であった男女関係が支配関係へと不可逆的に変質し、さらに母の子に対する権力(母権)が父に移譲される。つまり、ホップズのな意味での家長長制的支

配の端緒が開かれる。要するにこの決意は、女性の被支配者としての運命を決定づける、最も重大な決意と位置づけられている。そのうえでペイトマンは事態のこの成り行きに対して、評者と同様の疑義を提出する。

この物語に関する問題点は、論理的に考えると、すべての個人は完全に自己利益しか考えないというホップズの仮定から考えて、ある女性（または男性）が、乳飲み子の支配者になるという契約をする理由はないということである。乳飲み子は、万人の万人に對する闘いの中で敵に対して弱みをみせることにより、彼らに對する権利を持つ者を危険にさらすだろう。(ibid. 同右)

まさしくそのとおりで、自然状態において乳飲み子は「足手まとい」(ibid. p. 182. 同二二七頁)でしかない(ただし、ペイトマンもホップズもなぜか言及していないが、乳飲み子は食糧としての有用性はおそらくかなり高いだろう)。したがって、出産した女性が子を(捨てる、あるいは殺して食べる決意をする理由はいくらでもあるが、よりによって)育てる決意をする理由はどこにも存在しないはずだ。だが、ここからペイトマンの議論は、少なくとも評者にとっては意外な場所へと着地してしまう。

こうしてすべての原初的な社会契約と国家に関する物語は、ばかげたもの nonsense となる。なぜならこれにより、自然状態における「彼ら諸」個人は、最後の世代になってしまいうからである。(ibid. p. 49. 同六二頁。「」内は引用者による補足)

つまり、ホップズの想定した自然状態を顔面どおり受け取ると、そこでは子供が育たないので、そこに生きる人間は生命を継承できずにたった一つの世代で全滅してしまうが、仮にそんな非現実的な想定だ

とすると、それはナンセンスだと言うのだ。

評者の解釈は一八〇度異なる。そもそもホップズの「自然状態」(「社会状態」と一對をなす概念。国家が死んだ状態)とは、人間が「茸のように」生成したという反事実的・反自然的想定が鮮明に示しているとおりに、通常の意味で「自然な」状態とはかけ離れた、人為的・理論的構築物である。したがって、自然状態がたとえ一世代で終わらざるをえないとしても、理論的に何の問題もない。ポイントは、自然状態がそれほどまでに人間にとって苛酷なもの(一種の地獄)として想定されているという点にこそある。人間の生命の維持および継承がまったく保障されないことは、自然状態という想定における弱点ではなく、まさに理論的核心である。というのも、自然状態がそれほどまでに(最悪一世代で人間が誰もいなくなるほど)苛酷だからこそ、人は自らの安全保障のために、他ならぬ「死にたくない」というマイナスの欲望を最大の原動力として、自然権を一斉に放棄するという信約を通じて国家を人工的に設立するなどという大それた事業へ乗り出さざるをえなくなるからだ。もし、子を育てようと思えるほど平和な状況であれば、それはもはや自然状態、すなわち各個人の各個人に對する戦争状態とは言えない。つまり、是が非でもそこから抜け出さねばならない理由がない。われわれが生きている状況とそれほど大きな差はない。いずれにせよ評者の理解するホップズの自然状態では、子を育てようという決意 (decision) など、ほぼ原理的に不可能である。子を育てるためであれば自らの生命を犠牲にしても辞さないほど強力な「母性(一)＝本能＝自然＝人間本性」や、是が非でも世代を繋ぐという強靱な義務感でもあれば話は別だが、そんな(こ)都合主義的な想定(神話)をホップズが許すはずもない。

ペイトマンも承知しているとおりに、ホップズが人間に留保なく認めただ唯一の実体は「欲望」である。自然状態でも(性欲があるので)人は性交するだろうし(決意しなくても)子供も産まれるだろうが、その子は産まれたまま放置されるか、食糧として利用されるかのいずれかであろう。妊娠出産は決意せずとも可能だが、育児は決意＝意志(will)なくしてはできない。だが、その決意を可能にする条件は、ホッ

プズの自然状態にはどこにも存在しない。(したがって、リヴァイアサンなくしては、人類は遅かれ早かれ滅びる運命にある。)

だとすると、自然状態ではファミリイは構成されえず、男女は対等のままである。ファミリイが構成されるのは社会状態、すなわち国家が設立された後である。したがって原理的には、コモンウェルスの設立にあたっては男も女も区別なく(再びジェンダーフリー)各個人が平等に関与するはずである。——先述のとおり、こうした解釈とホップズ自身のテキストとの整合性如何という問題はもちろんな残る。ちなみに『市民論』から九年後の『リヴァイアサン』においては、自然状態において母が子を育てるという明示的な想定こそなされていないが、その可能性は引き続き認められているようである(『リヴァイアサン』第二部第二〇章を参照)。だが、ホップズ自身がどう考えていたにせよ、彼の残したテキスト群が再構成を要するのであれば、自然状態↓国家(社会状態)↓ファミリイという順序のほうが、自然状態の理論的本性と整合的であり、加えて、テキストの潜在的破壊力もより一層解放されるのではないだろうか。

したがって、ホップズのコモンウェルスが(事実問題ではなく権利問題として)父権的国家であらざるをえなかった(must have been)という理論的必然性について、評者はいまなお懐疑的である。換言すると、それはあくまでも理論的には男女平等な国家でありえた(could have been)のではないか、にもかかわらずホップズは、この点についてはたんなる経験的偶然的事実——国家をつくってきたのは多くの場合、母ではなく父たちであった——に屈服しただけなのではないか、あるいは、結局ホップズにとつて女性や家族という存在は、最後まで整合的な理解を拒み続ける何かだったのではないかと愚考している。さて、以上の疑義が本書の議論にそのまま当て嵌まるとも思えない。著者のホップズ解釈はペイトマンともはつきりと一線を画しているからだ(二四七〜二五〇頁、第九章第二節)。ただ、自然状態↓ファミリイ↓国家という基本的な順序は両者に共通しており、まったくの無関係でもないと思う。本書の書評としては多少場違いであることは承知しているが、他にこうした機会もありそうにないため、本註で疑問を提

示させていた。ただ、『社会契約と性契約』の原書が公刊されて三〇年近くが経過しており、同様の疑義がすでに提出されている可能性も高い。その場合はどなたかご教示くださると幸いである。

さらに蛇足を加えると、『社会契約と性契約』という書物は、全体としては大変分かりにくい本である。それはおそらく、レヴェルを異にする二つの議論が終始はつきり区別されることなく渾然一体となっているから、あるいは、両者がインテグレートされず全体として分裂を孕んでいるからではないだろうか。その一つは、「社会契約という物語は、性契約を暗黙の前提としているにもかかわらずそのことを忘却し、隠蔽している」という主張である。これは社会契約という物語に対する、いわば系譜学のないフロイト的な批判(隠蔽されている秘密の暴露)であり、契約論内部の議論、契約論というフィクションをどう再構築するかという議論である。だがペイトマンは一方で、社会契約と性契約に共通する、契約という概念そのものを一貫して批判し、それを葬り去ろうとする。すなわち、「われわれは契約という枠組みと訣別し、それとは異なる物語を構想しなければならない」と主張する。これは契約論内部の議論ではなく、契約外在的な立場からなされる契約概念そのものへの異議申し立てである(そのさいヘーゲルがたびたび援用される)。以上、水準を異にする二つの議論が成功裡に区別統合されているとは思えない。

では、こうした分裂の要因は何か。ペイトマンはひよつとすると、女性の解放を欲望しつつ、本当に解放されてしまう(欲望の対象が消滅する)ことを無意識の裡に恐れるという(ごくありふれた)アンビヴァレンツを抱え込んでいるのではないか。「解放せよ」と要求している状態(享楽)から、実は抜け出したくないのではないか。だから一方で解放を求めつつ、他方では絶対に解放されえないという保証を我知らず求めてしまうのではないか。これはもちろん下衆の勤りの域を出るものではない。評者としては、先述のとおり、ホップズの議論をもっと解放的な仕方でも再構成する試みもたとえば可能なはずなのに、なぜそちらの方向へ向かわないのだろうかという素朴な疑問の導くままに(疑似精神分析的)想像を逞しくしてみたにすぎない。